

十勝中部広域水道企業団告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 7 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）を公表する。

令和 7 年 11 月 25 日

十勝中部広域水道企業団
企業長 米沢 則寿

令和 7 年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号

令和 7 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為を次のとおり設定する。

（新 規）

事 項	期 間	限度額
用水供給施設運転管理委託業務	令和 7 年度から令和 11 年度まで	千円 906,800

令和 7 年 11 月 25 日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

（説 明）

債務負担行為として用水供給施設運転管理委託業務を新規に設定するものである。

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

議決年月日	事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度 支出予定額	左の財源内訳	翌年度以降の 支出予定額	
			期間	金額			期間	金額
令7.11.	用水供給施設 運転管理委託業務	906,800					令8~11 4	906,800 906,800